インボイスの経過措置 早見表（登録のない相手からの仕入れ）

出典：国税庁 インボイスQ&A 問113（令和8年5月改訂）（2026年11月14日に確認）。申告するときは、その時点の国税庁の案内で確かめてください。

課税仕入れを行った日	控除できる割合	税込11万円（10%）の仕入れなら
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	80%	消費税等10,000円のうち8,000円を控除、2,000円は控除できない
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%	消費税等10,000円のうち7,000円を控除、3,000円は控除できない
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%	消費税等10,000円のうち5,000円を控除、5,000円は控除できない
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%	消費税等10,000円のうち3,000円を控除、7,000円は控除できない

令和13年10月1日以後の仕入れには経過措置がなく、控除できません。

経過措置は、1つの相手から行う課税仕入れの合計が年（法人は事業年度）1億円（税込）を超える部分には使えません（令和8年10月1日以後に開始する課税期間。令和6年10月1日から令和8年9月30日までに開始した課税期間は10億円）。このツールは相手ごとの合計を扱わないため、この上限は計算に入れていません。